

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設 (国税:23)(法人税:義)【新設】延長・拡充】
2	要望の内容	多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物)で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模空間を有する建築物について、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定する予定であるが、既存建築物には当該基準が遡及適用されないことから、これらの既存建築物についても当該基準に適合するよう改修を促進し、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 80% → 平成27年度 90% 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 天井の耐震化に係る具体的な技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進することにより、建築物ストックの安全性の確保に資する。	

8	有効性等	① 適用数等 平成24年度 16件(見込み) 平成25年度 16件(見込み) 平成26年度 16件(見込み) 【算定根拠】天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		② 減収額 平成24年度 21百万円(見込み) 平成25年度 21百万円(見込み) 平成26年度 21百万円(見込み) 【算定根拠】16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% → 平成20年度 80% → 平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自身が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取り組みが進みにくい状態が継続し、耐震化割合の向上を阻害する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井への耐震改修が確実に実施されることにより、今後予想される大地震が発生した場合においても、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中であるが、地方公共団体における取組みを前提としていることから、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 今後予想される大地震が発生した場合において、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果があることから、地方公共団体にとっても、当該耐震改修が進むことは大きな意義がある。
10	有識者の見解	—